

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故(第一当事者に限る)
2. 5名以上の重傷者を生じた事故(第一当事者に限る)
3. 10名以上の負傷者を生じた事故(第一当事者に限る)
4. 飲酒又は酒気帯びによる人身事故
5. 自然災害に起因する可能性のある事故
6. 危険物等の大量漏洩事故
7. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

放射性輸送物の自動車輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

○放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

貨物自動車運送事業者

報告は管轄の
運輸支局等へ!

報告

速やかに

6. は特に
速やかに!

神奈川運輸支局整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]
 直通電話:045-939-6803
 FAX :045-932-3228
 [連絡先の勤務時間外・休日]
 携帯電話:080-3369-7375

報告

直ちに

報告は直接
本省へ!

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課
 [連絡先の勤務時間内(9:30~18:15)]
 直通電話:03-5253-8603
 FAX :03-5253-1639
 [連絡先の勤務時間外・休日]
 携帯電話:090-7845-0226

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに!

- ①事業者名 ②発生日時 ③発生場所 ④事故車の登録番号
 - ⑤死者、重傷者数及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況) ⑥事故概要 ⑦情報入手先 ⑧その他判明している事項
 - ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

報告事項

- ①事業者名 ②事象の件名 ③発生日時 ④発生場所
 - ⑤事象の概要 ⑥運搬について責任を有する者 ⑦荷送人 ⑧荷受人 ⑨搬出日時 ⑩搬入予定日時
 - ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告